広島市

特定医療費（指定難病）償還払い申請のご案内

償還払い申請とは？

受給者証が届くまでに支払った指定難病の医療費は、
どうすれば返してもらえるかな？

受給者証の有効期間内であっても、受給者証を提示できず、
指定難病の医療費等を支払った場合、償還払い申請によって
差額が返金されます。
次のとおり、必要書類をそろえて提出してください。

1　償還払い申請に必要な書類　①～④…必須、⑤～⑦…該当者のみ

① 特定医療費（指定難病）支給申請書（同封の【様式 12】）　必須

▷ 申請者と口座名義人を一致させてください。受給者本人以外の名義の口座への振込を希望する場合は、委任状が必要です。ただし、受給者が未成年で、保護者に振込む場合は不要です。必要部数コピーしてお使いください。

② 振込先金融機関の口座が分かる書類（預金通帳の写し等）　必須

③ 特定医療費（指定難病）証明書（同封の【様式 11】）　必須

▷ 医療機関で作成してもらってください。証明書の発行手数料は申請者負担です。**償還金より証明書の作成料金が高くなることがありますので、よくご検討の上、申請をしてください。**

④ 特定医療費（指定難病）受給者証・自己負担上限額管理票の写し　必須

⑤ 指定医療機関が発行した領収書・明細書の写し（レシート不可）

（④自己負担上限額管理票の写しに記載のあるものについては省略可）

▷ 詳しくは、以下の表を参考にしてください。

受診内容	必要書類
病院、診療所等の医療機関で受診した場合	「領収書」及び「診療報酬明細書」の写し
院外薬局又は介護保険に係る請求の場合	院外薬局の場合は、「領収書」及び「調剤報酬明細書」の写し。 介護保険の場合は、「領収書」及び「介護給付費明細書」の写し。

⑥ 医療保険者が発行する高額療養費支給決定通知書の写し

該当者のみ：高額療養費の適用となる場合

▷ 償還払い申請の前に、加入医療保険へ療養費の還付請求を行ってください。

⑦ 委任状

該当者のみ：受給者本人以外の名義の口座への振込を希望する場合

※受給者が未成年で、保護者に振込む場合は不要です。

①、③、⑦は広島市のホームページまたは各区の福祉課等（裏面）で入手できます。

「特定医療費（指定難病）の助成制度について」
URL：https://www.city.hiroshima.lg.jp/site/nanbyou/2920.html
または、検索エンジンで「 広島市　難病 」と入力して、検索。

2　償還払いに関する Q&A

Q1 特定医療費の助成対象となるのは、どのような医療費ですか。

A1 次のものをすべて満たす医療費です。

・受給者証に記載された指定難病及びこれに付随して発現する傷病に対する医療等にかかった医療費である。

・難病医療費助成制度における指定医療機関で受けた医療等にかかった医療費である。

・受給者証の有効期間内に受けた医療等にかかった医療費である。

・受給者証に記載された月額自己負担上限額を超えて支払った医療費又は2割を超えた負担割合で支払った医療費である。

なお、次の Q3 にかかる費用は対象外です。

Q2 どのような時に、償還払いの申請ができるのですか。

A2 特定医療費の助成対象となる医療費（Q1 を御参照ください。）を、受給者御本人等が支払った場合です。※受給者証を持っていくと指定医療機関で返金してもらえる場合がありますので、受給者証が届きましたら当該指定医療機関に直接確認してください。

Q3 償還払いの対象外となるのはどのような費用ですか。

A3 ① 保険適用外の費用

例：入院時の差額ベッド代、臨床調査個人票の作成に要した文書料、自由診療分など

② 受給者証に記載されていない疾病や、指定難病に付随して発生する傷病以外の治療（風邪や虫歯等）にかかった医療費や薬代

③ 入院時の食事（生活）療養の標準負担額

④ 補装具の作成費用、施術所でのはり・きゅう及びあん摩・マッサージ等

⑤ 支給認定申請前など、受給者証に記載された有効期間外に支払った医療費

⑥ 指定医療機関以外で医療を受けた場合

⑦ 償還払いを申請した医療費が、既に指定医療機関から返金されている場合

⑧ 後発医薬品（ジェネリック医薬品）があるお薬で、先発医薬品の処方を希望され、特別料金をお支払いした場合

Q4 償還払い申請が認定され、決定額が振り込まれるまで、どれくらい期間がかかりますか。

A4 償還払い申請後、おおむね 4 か月程度です。※医療機関への確認等により、さらに時間を要する場合があります。

3　申請の提出先　▷ お住まいの区の厚生部福祉課又は健康推進課

区	所　在　地	電話番号
中区	〒730-8565　中区大手町四丁目 1-1	（082）504-2588
東区	〒732-8510　東区東蟹屋町 9-34	（082）568-7734
南区	〒734-8523　南区皆実町一丁目 4-46	（082）250-4132
西区	〒733-8535　西区福島町二丁目 24-1	（082）294-6346
安佐南区	〒731-0194　安佐南区中須一丁目 38-13	（082）831-4946
安佐北区	〒731-0221　安佐北区可部三丁目 19-22	（082）819-0608
安芸区	〒736-8555　安芸区船越南三丁目 2-16	（082）821-2816
佐伯区	〒731-5195　佐伯区海老園一丁目 4-5	（082）943-9769
健康推進課	〒730-8586　中区国泰寺町一丁目 6-34	（082）504-2718